

一般社団法人 高齢者住宅推進機構 会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人高齢者住宅推進機構（以下「本推進機構」という。）定款第7条で定める会員の会費に関する事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 会員の会費は次の各号に定めるところによる。

- 一 正会員の会費は、口数に応じた額とし、一口につき年20万円とする
- 二 情報会員の会費は、口数に応じた額とし、一口につき年7万円とする

(会費の請求)

第3条 代表理事は、前条の会費について、前年度の2月末日までに会員に対して請求するものとする。

- 2 代表理事は、新たに入会した会員の初年度の会費を入会承認後速やかに請求するものとする。

(会費の納入)

第4条 会員は、前条第1項に基づく会費の請求を受けたのち、毎年度4月末日までに、本推進機構が指定する口座に納入しなければならない。

- 2 新たに入会した会員は、前条第2項に基づく請求を受けたのち、30日以内に、本推進機構が指定する口座に納入しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年6月24日から適用する。
- 2 第3条第2項及び第4条第2項の規定は、設立時社員の初年度の会費の納入について準用する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成23年9月27日から適用する。